

2020年8月24日

各 位

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社



上場投資信託（ETF）の新規設定にかかるお知らせ

～9月11日に東京証券取引所へ上場予定～

当社は、上場投資信託（ETF）を新たに設定し、東京証券取引所に上場することいたしましたのでお知らせいたします。

2014年3月に上場した2本、2019年2月に上場した4本に加え、新たに7本目のETFが加わります。当社が設定するのは、「S&P／JPX カーボン・エフィシェント指数」に連動する投資成果をめざす「NZAM 上場投信 S&P／JPX カーボン・エフィシェント指数」となり、商品概要につきましては下記のとおりです。9月10日に設定、9月11日に上場の予定です。

今後も一層の商品の充実に努め、投資家の皆様の幅広いニーズに適う投資機会の提供に努めてまいります。

＜商品概要＞

○NZAM 上場投信 S&P／JPX カーボン・エフィシェント指数

商品分類	追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型
対象指數	S&P／JPX カーボン・エフィシェント指數
上場日	2020年9月11日（予定）
銘柄コード	2567
決算日	毎年2月15日、8月15日
信託報酬	純資産総額に対して年率0.12%（税抜）

※詳細は、後添資料をご覧ください。

※商品分類は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

以上

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を S & P / J P X カーボン・エフィシェント指数の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

- S & P / J P X カーボン・エフィシェント指数の動きに連動する投資成果をめざし、S & P / J P X カーボン・エフィシェント指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式を主要投資対象とします。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

S & P / J P X カーボン・エフィシェント指数

- S & P / J P X カーボン・エフィシェント指数は、東証株価指数（TOPIX）をユニバースとして、同じ産業グループ内で環境情報の開示を十分に行っている企業や炭素効率性の高い（売上高当たりの炭素排出量が少ない）企業のウェイトを引き上げるなどの調整を行うことで、構成銘柄のウェイトを決定する指数です。市場全体の環境に対する取り組み、情報開示を促すことを目指しています。
- S & P / J P X カーボン・エフィシェント指数は、基準日を2009年3月20日、基準値を100ポイント（基準時の対象時価総額）として、S & P ダウ・ジョーンズ・インデックスおよび日本取引所グループが算出・公表しております。

« S & P / J P X カーボン・エフィシェント指数の著作権等について »

「S & P / J P X カーボン・エフィシェント指数」（「当指数」）は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）および株式会社日本取引所グループの商品であり、これを利用するライセンスが農林中金全共連アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。また、JPXは株式会社日本取引所グループ、TOPIXは東京証券取引所の商標です。これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが農林中金全共連アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社、または株式会社日本取引所グループによってスポンサー、保証、販売、または販売促進しているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当指数のいかなる過誤、遗漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

1. 受益権が上場されます

受益権を東京証券取引所に上場（2020年9月11日上場予定）しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、10口です。
- ・売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

2. 取得申込みは有価証券により行われます

受益権の取得申込者は、取得時の「ユニット」を単位として、有価証券による取得申込みを行なうことができます。

※「ユニット」とは、受益権取得時に適用される現物株式のポートフォリオで、対象株価指数に連動すると委託会社が想定するもので、委託会社が指定します。

原則として、所定の方法に定められている場合を除き、金銭によって受益権の取得申込みを行なうことはできません。

3. 受益権と引き換えに有価証券を交付（交換）します

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する投資信託財産中の有価証券との交換を請求することができます。

通常の投資信託における換金手続きの解約申込みにより、受益権を換金することはできません。

主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行いません。

分配方針

毎計算期間末（毎年2月、8月の各15日）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。

ただし、分配金が零となる場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**投資者（受益者）の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。**
- ファンドの運用による損益は、すべて**投資者（受益者）の皆様に帰属します。**
- **投資信託は、預貯金と異なります。**
- 主な変動要因は以下の通りです。

株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。
ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、対象株価指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象株価指数の動きと乖離が生じます。
 - ①対象株価指数の構成銘柄異動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
 - ②追加設定の一部が金銭にて行われた場合、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
 - ③対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
 - ④個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
 - ⑤先物取引を利用した場合、先物価格と対象株価指数との間に価格差があること
 - ⑥信託報酬等のコスト負担があること
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスク管理体制

■ フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理（ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等）を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

■ ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（コンプライアンス部）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門牽制することにより、投資者（受益者）の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。

手続・手数料等

《お申込メモ》

取得単位	1ユニット以上 1ユニット単位 「ユニット」：受益権取得時に適用される現物株式のポートフォリオで、対象株価指数に連動すると委託会社が想定するもの。
ポートフォリオの提示	委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、申込ユニット数に応じた現物株式のポートフォリオを販売会社に提示します。
取得価額	取得申込受付日の基準価額（100口あたり）
取得方法	追加設定は有価証券により行います。
払込期日	販売会社が指定する日までに販売会社が指定する方法で引き渡しください。
当初元本	1口当たり設定日前営業日の対象株価指数の終値の1ポイントを1円に換算した額（小数点以下は切り上げ）
受益権の交換	2020年10月12日以降、受益権と有価証券との交換ができます。
交換単位	委託会社が定める一定口数の整数倍
交換価額	交換申込受付日の基準価額（100口あたり）
交換期日	原則として、交換申込受付日から起算して3営業日目から振替機関等の口座に交換申込を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。
申込締切時間	原則として、正午までに販売会社が受け付けた申込みを当日分とします。（申込みがこの時間を経過した場合は翌営業日の受付となります。）
取得の申込期間	<当初申込期間> 2020年9月9日 <継続申込期間> 2020年9月10日から2021年11月15日までとします。 継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込受付不可日	<p>次の期日または期間における、取得、交換の各申込については、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、取得、交換の各申込の受付を行うことができます。</p> <p><取得申込の受付けの停止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内 ・対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々前々営業日前から起算して3営業日以内 ・対象株価指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象株価指数への採用日ならびに存続銘柄の指數株式数変更日の前営業日 ・計算期間終了日の3営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内） ・当ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 ・委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合 <p><交換申込の受付けの停止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 ・対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内 ・対象株価指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象株価指数への採用日ならびに存続銘柄の指數株式数変更日の前営業日 ・計算期間終了日の3営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内） ・当ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 ・委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
取得・交換制限	委託会社は、発行会社等による大口の取得・交換の申込に対し、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。
取得・交換申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得・交換の申込の受付の中止、取消しまたはその両方を行うことができます。
信託期間	無期限（設定日：2020年9月10日）
繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象株価指数が廃止された場合等には、信託を終了（繰上償還）させます。 ・2023年2月15日以降の受益権総口数が500万口を下回ることとなった場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年2月、8月の各15日、第1期決算日は2021年2月15日
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	10兆円に相当する有価証券および金銭
公告	委託会社が投資者（受益者）に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。
課税関係	課税上は特定株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度が適用されます。 ※上記は2020年6月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。

《ファンドの費用・税金》

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用											
取得時手数料	販売会社が個別に定める額 取得時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。										
信託財産留保額	ありません。										
交換時手数料	販売会社が個別に定める額 交換時手数料は、ファンドの交換等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用											
運用管理費用 (信託報酬)	<p>委託会社および受託会社の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の1. の額に2. の額を加算して得た額とします。</p> <p>1. 投資信託財産の純資産総額に年率0.132%（税抜0.12%）以内の率を乗じて得た額とします。 その配分については下記のとおり（税抜）とします。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">内訳 (税抜)</td><td style="text-align: center;">委託会社</td><td style="text-align: center;">年0.092%</td><td style="text-align: center;">委託した資金の運用の対価</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">受託会社</td><td style="text-align: center;">年0.028%</td><td style="text-align: center;">運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr> </table> <p>2. 投資信託財産に属する株式の貸付に係る品貸料（貸付株式から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に55%（税抜50%）以内の率を乗じて得た額。 ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に55%（税抜50%）以内の率を乗じて得た額とします。 なお、委託会社と受託会社の配分は4：1とします。</p> <p>毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。</p>			内訳 (税抜)	委託会社	年0.092%	委託した資金の運用の対価		受託会社	年0.028%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	内訳 (税抜)	委託会社	年0.092%	委託した資金の運用の対価							
	受託会社	年0.028%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価								
	<p>左記の委託会社および受託会社の報酬についても、各々上記の対価として支払われます。</p>										
その他の費用 ・手数料	<p>«受益権の上場にかかる費用» 受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権の上場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。 2020年8月24日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。 ・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。 ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。</p> <p>«対象株価指数の商標の使用料» 対象株価指数の商標の使用料ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は投資信託財産中から支払われます。2020年8月24日現在、対象株価指数の商標の使用料は投資信託財産の純資産総額に、年0.015%以内の率を乗じて得た額。（ただし年間最低額は150万円）</p> <p>有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等はその都度投資信託財産中から支払われます。 ※運用状況により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>										

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■税金

○税金は表に記載の時期に適用されます。

○以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
売却時及び交換時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 売却時及び交換時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受け方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2020年6月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ その他の留意事項

- 当資料は、プレスリリースとして農林中金全共連アセットマネジメント株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- お申込みの際は、投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください。
- 投資信託説明書（交付目論見書）は、販売会社にご請求ください。
- 投資信託は、預金（貯金）保険の対象ではありません。
- 「NZAM 上場投信 S&P／JPX カーボン・エフィシェント指数」は、金融商品取引法（昭和 23 年 法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を 2020 年 8 月 24 日に関東財務局長に提出しており、2020 年 9 月 9 日よりその効力が発生します。なお、効力発生前に記載内容の訂正が行われる場合があります。
- 販売会社については、下記までお問合せください。

【本件についてのお問い合わせ】

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 営業部
お客様専用フリーダイヤル：0120-439-244
受付時間：9:00～17:00（土・日祝日を除く）

【ホームページ】

<https://www.ja-asset.co.jp/>

委託会社：農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 372 号

一般社団法人投資信託協会会員／一般社団法人日本投資顧問業協会会員